

六価クロムの水質基準改正

クロムは錆に強く、鉄との合金であるステンレスとして広く利用され、日常生活の中でもなじみ深い金属のひとつです。サイクリングが趣味という方は、軽くて丈夫なクロムモリブデン鋼フレームなども親しみのあるものかもしれません。

このように私たちの日常を支えているクロムですが、クロムには三価クロムと六価クロムが存在します。六価クロムは不安定な物質であり通常自然界には存在せず、その不安定さから三価クロムに変化しようとする性質をもっています。六価クロムが三価クロムへ変化する際に有機物を酸化させるのですが、この酸化作用は非常に強くこの性質から毒性のある物質とされています。さらに発がん性も疑われており、長期的に摂取するとがんの原因になるとされています。強い毒性を持ち、工場排水からの混入汚染などが懸念されるため、六価クロムは水道法で水質基準が設けられています。今回その基準が改正されました。

水質基準は最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により常に見直しを行うこととされています。六価クロムの毒性に対する新規の知見に基づき、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が厚生労働大臣に通知され、検討会やパブリックコメント（意見公募）を経て、今年4月1日より水質基準が0.05mg/L以下から0.02mg/L以下に強化されました。水道法の登録検査機関である当所は、改正後の基準に対応した検査を実施しています。

当所では井戸水やタンク水などの飲料水検査をはじめ、プール水や浴槽水、排水などの検査も行っています。水についての疑問などございましたら、ぜひお気軽にご相談ください。